# 教育福祉委員会審査日程表

日時　令和３年３月４日（木）
　　午前９時３０分開議
場所　第３・４委員会室

第１　議案第３５号　専決処分の承認を求めることについて（流山市新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例）

第２　議案第　９　号　令和３年度流山市介護保険特別会計予算

第３　議案第１０号　流山市介護福祉士修学資金貸付条例の制定について

第４　議案第１１号　流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第５　議案第３１号　流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第６　議案第３２号　流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第７　議案第３３号　流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第８　議案第３４号　流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第９　議案第１３号　流山市教育委員会委員の定数を定める条例の制定について

第10　議案第１４号　流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11　議案第１５号　流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第１２号　流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第１６号　流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13　所管事務の継続調査について

令和３年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１０号

# 流山市介護福祉士修学資金貸付条例の制定について
# 概算説明資料

## １　条例制定の背景

少子高齢化が進むなか、第７期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について、２０１６年度から２０２５年度末までに全国で介護人材を約５５万人追加で確保する必要があると見込まれた。

そのため、国は介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、外国人材の受入れ環境整備等の様々な介護人材確保対策を実施している。

このような現状を踏まえ、将来市内の介護施設等に介護福祉士として働く意思のある介護福祉士養成施設等の在学者に、学資を貸付けて助成することで修学を容易にし、市内における質の高い介護サービスの提供に不可欠な人材である介護福祉士の充足に寄与することを目的とする介護福祉士修学資金貸付制度を創設するため、条例を制定しようとするものである。

## ２　制度の内容

（１）対象者

指定養成施設（市と協定を締結した養成施設又は福祉系高校）の在学者で、卒業し介護福祉士となった後、遅滞なく市内の介護施設等において正規雇用の介護職員として従事しようとする意志を有する者※

※本市と協定を締結する市外指定養成施設の在学者については、市民に限る。

※市外の介護施設等に勤務する介護福祉士の養成を目的とする他の貸付け等を受けていないこと。（千葉県や市内介護施設等による貸付等との併給は可）

（２）貸付人数

予算の範囲内の人数

（３）貸付金額

月額３万円（無利子）

（４）貸付対象期間

在学する指定養成施設の正規の修学期間（４年以内）

（５）返済債務の免除等

ア　以下に該当したときは、返済債務を免除

・指定養成施設を卒業後、遅滞なく貸付けを受けた期間以上、継続して市内の介護施設等に正規雇用の介護職員として業務に従事したとき

イ　以下に該当したときは、申請により履行期限が到来していない返済債務を減免

・死亡又は心身の故障により介護職員として従事する能力を欠くに至った時（免除）

・１年を超えて市内勤務介護職員として継続して従事したとき（在職期間相当分を減免）

（６）返済

（５）アの免除に該当しなくなった翌月から、貸付けを受けた期間内に月賦均等払い

# 流山市介護福祉士修学資金貸付制度の流れ

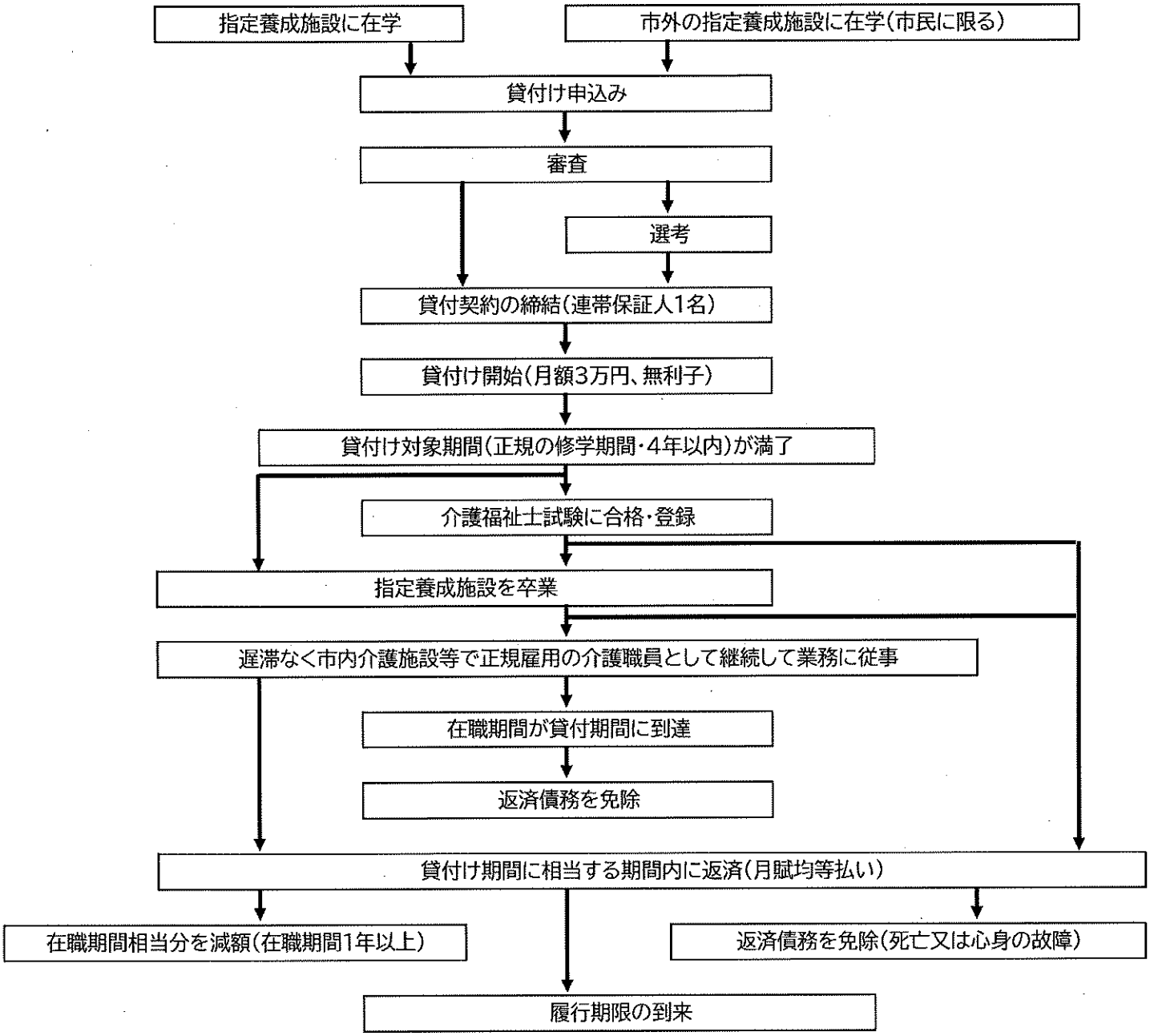


※卒業後1年3カ月以内に再度介護福祉士試験を受験し、合格・登録した場合についても、卒業前に合格・登録した場合と同様に、遅滞なく市内介護施設等で正規雇用の介護職員として継続して業務に従事し、在職期間が貸付期間に到達した場合は、返済債務を免除する。

※介護福祉士資格は、福祉系高校を除く指定養成施設を卒業した時点で、有効期限(5年間)のある介護福祉士として登録は可能。

※有効期限のある介護福祉士として登録した場合、卒業後遅滞なく介護職員として就業し、5年間継続して勤務し続けたとき、無期限の介護福祉士として、改めて登録が可能となる。
(試験に合格し、資格を取得した者と、同様の取り扱いとなる。この場合は、5年間の就業実績により返済債務を免除する)

令和３年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１１号　資料

# 議案第11号　流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○令和3年度～令和5年度の第1号被保険者の介護保険料を規定するもの

▼保険料基準額の算定イメージ

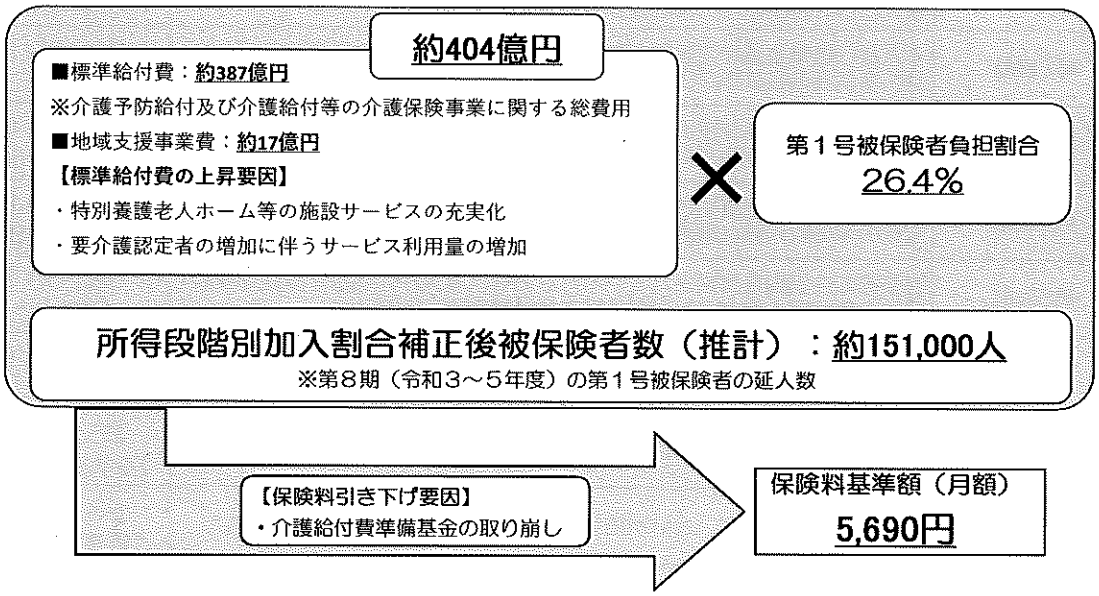


| 5,280円 | ＋ | 610円 | － | 200円 | ＝ | 5,690円 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第７期の基準月額 | | 本来の増額分 | | 準備基金の活用による抑制額 | | 第８期の基準月額 |

実質的な増額分　月額410円

※第8期では、介護給付費準備基金を3億5千万円取り崩して給付費に繰り入れることにより、保険料基準額の上昇を200円抑制します。

※第1段階から第3段階までの低所得者に対して、令和2年度に引き続き保険料の軽減を図ります。
低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、第1段階は28,600円から13,600円減額した金額15,000円、第2段階は37,500円から17,100円減額した金額20,400円、第3段階は47,700円から3,400円減額した金額44,300円となっています。

## 【第８期介護保険料】　基準月額：5,690円

### 第８期（令和３～５年度）の介護保険料所得段階表

| 保険料段階 | 対　象　者 | 保険料額<br>年額<br>【基準額×料率】 |
|---|---|---|
| 第1段階 | 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者の方、又は、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方 | 15,000 円<br>【基準額×0.22】 |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方 | 20,400 円<br>【基準額×0.3】 |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方 | 44,300 円<br>【基準額×0.65】 |
| 第4段階 | 世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方 | 57,900 円<br>【基準額×0.85】 |
| 第5段階 | 世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方 | 68,200 円<br>【基準額】 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方 | 78,400 円<br>【基準額×1.15】 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の方 | 85,200 円<br>【基準額×1.25】 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の方 | 88,600 円<br>【基準額×1.3】 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 102,300 円<br>【基準額×1.5】 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 | 109,100 円<br>【基準額×1.6】 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方 | 115,900 円<br>【基準額×1.7】 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方 | 122,700 円<br>【基準額×1.8】 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方 | 129,500 円<br>【基準額×1.9】 |
| 第14段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方 | 136,400 円<br>【基準額×2.0】 |
| 第15段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方 | 143,200 円<br>【基準額×2.1】 |
| 第16段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方 | 150,000 円<br>【基準額×2.2】 |
| 第17段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方 | 160,200 円<br>【基準額×2.35】 |
| 第18段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方 | 170,500 円<br>【基準額×2.5】 |

※低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、第１段階は28,600円から13,600円減額した金額、第２段階は37,500円から17,100円減額した金額、第３段階は47,700円から3,400円減額した金額となっています。

参考１

## 【パブリックコメント時点】　基準月額：5,740円

### 第８期（令和３～５年度）の介護保険料所得段階表

| 保険料段階 | 対　象　者 | 保険料額<br>年額<br>【基準額×料率】 |
|---|---|---|
| 第1段階 | 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者の方、又は、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方 | 15,100 円<br>【基準額×0.22】 |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方 | 20,600 円<br>【基準額×0.3】 |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方 | 44,700 円<br>【基準額×0.65】 |
| 第4段階 | 世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方 | 58,400 円<br>【基準額×0.85】 |
| 第5段階 | 世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方 | 68,800 円<br>【基準額】 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方 | 79,100 円<br>【基準額×1.15】 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の方 | 86,000 円<br>【基準額×1.25】 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の方 | 89,400 円<br>【基準額×1.3】 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 103,200 円<br>【基準額×1.5】 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 | 110,000 円<br>【基準額×1.6】 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方 | 116,900 円<br>【基準額×1.7】 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方 | 123,800 円<br>【基準額×1.8】 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方 | 130,700 円<br>【基準額×1.9】 |
| 第14段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方 | 137,600 円<br>【基準額×2.0】 |
| 第15段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方 | 144,400 円<br>【基準額×2.1】 |
| 第16段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方 | 151,300 円<br>【基準額×2.2】 |
| 第17段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方 | 161,600 円<br>【基準額×2.35】 |
| 第18段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方 | 172,000 円<br>【基準額×2.5】 |

※低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、第１段階は28,800円から13,700円減額した金額、第２段階は37,800円から17,200円減額した金額、第３段階は48,100円から3,400円減額した金額となっています。

参考２

# 【第７期】　基準月額：5,280円

## 第７期（令和２年度）の介護保険料所得段階表

| 保険料段階 | 対　象　者 | 保険料額<br>年額<br>【基準額×料率】 |
|---|---|---|
| 第1段階 | 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者の方、又は、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方 | 13,900 円<br>【基準額×0.22】 |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方 | 18,900 円<br>【基準額×0.3】 |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方 | 41,100 円<br>【基準額×0.65】 |
| 第4段階 | 世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方 | 53,800 円<br>【基準額×0.85】 |
| 第5段階 | 世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方 | 63,300 円<br>【基準額】 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方 | 72,700 円<br>【基準額×1.15】 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の方 | 79,100 円<br>【基準額×1.25】 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の方 | 82,200 円<br>【基準額×1.3】 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 94,900 円<br>【基準額×1.5】 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 | 101,200 円<br>【基準額×1.6】 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方 | 107,600 円<br>【基準額×1.7】 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方 | 113,900 円<br>【基準額×1.8】 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方 | 120,200 円<br>【基準額×1.9】 |
| 第14段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方 | 126,600 円<br>【基準額×2.0】 |
| 第15段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方 | 132,900 円<br>【基準額×2.1】 |
| 第16段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方 | 139,200 円<br>【基準額×2.2】 |
| 第17段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方 | 148,700 円<br>【基準額×2.35】 |
| 第18段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方 | 158,200 円<br>【基準額×2.5】 |

※低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、第１段階は26,500円から12,600円減額した金額、第２段階は34,800円から15,900円減額した金額、第３段階は44,300円から3,200円減額した金額となっています。

令和3年第1回定例会
教育福祉委員会
議案第31号　資料1

# 流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について(概要説明資料1)

## 1　条例改正の背景

指定居宅サービス等(地域密着、地域密着介護予防、居宅介護支援、介護予防支援など)の運営基準等を定める省令については、3年に1度、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた改正が行われてきた。

今般、令和3年度の介護報酬に係る改定に併せて、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)」が公布された。

これに伴い、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。)」の一部が改正されることとなったため、当該基準省令に準じ定められた条例である「流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改めるものである。

イメージ

【厚生労働省令】「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
(第3条「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」)
↓↓↓(省令に定める基準に従い、標準とし、参酌した上で条例を制定)
【市条例】「流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準」を制定

※今般、【厚生労働省令】が一部改正されたため、省令に基づき制定された【市条例】についても、一部を改める。

## 2　基準省令の主な改正点

(1)感染症対策の強化
(2)業務継続計画に向けた取組の強化
(3)会議や多職種連携におけるICTの活用

(4)高齢者虐待防止の推進

※各事業における改正点の詳細は資料2を参照。

令和3年第1回定例会
教育福祉委員会
議案第31号 資料2

# 流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について(概要説明資料2)

●基準条例に適用される基準省令の改正項目の詳細について

(1)夜間対応型訪問介護

ア　オペレーターについて、併設施設の職員等と兼務可能。また複数の事業所間で、随時対応型サービスを「集約化」することが可能に。

イ　事業所の所在する建物に居住する利用者以外に対しても、サービス提供を行うよう努める、とされる。

(2)認知症対応型通所介護

ア　本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することが可能に。

(3)通所系サービス共通

(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護)

ア　避難訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない、とされる。

イ　全介護職員の認知症対応能力を向上のため、認知症介護基礎研修の受講義務化。

(4)小規模多機能型居宅介護

ア　特養又は老健と当該施設を併設する場合、管理者・介護職員の兼務が可能に。

(5)多機能型サービス共通

(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

ア　過疎地域等で、人員設備基準を満たしている場合、登録定員を超過したときの報酬減算を一定の期間に限り行わないことが可能に。

イ　全介護職員の、認知症介護基礎研修の受講義務化。

(6)地域密着型特定施設入居者生活介護

ア　避難訓練の実施にあたり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない、とされる。

(7)認知症対応型共同生活介護

ア　サテライト型事業所の基準が創設された。

イ ユニット数を「1以上3以下」へ変更。

ウ 夜勤・深夜時間帯の職員体制について、3ユニットの場合、各ユニットが同一階に隣接し、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっているとき、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和可能に。

エ 当該運営推進会議による評価と、既存の外部評価による評価のいずれかから、「第三者による外部評価」を受けることとなる。

オ 介護支援専門員の配置について、ユニットごとの配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和。

(8)居住系サービス共通(地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)

ア 全介護職員を対象に、認知症介護基礎研修の受講義務化。

(9)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア サテライト型以外の地域密着型特別養護老人ホームにおいて、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合は、栄養士を置かないことが可能に。

イ サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合で、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるとき、生活相談員を置かないことが可能に。

(10)施設系サービス共通

(地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護)

ア 従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務が可能に。

イ 全介護職員を対象に、認知症介護基礎研修の受講義務化。

ウ 各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理に努める、とされる。

エ 栄養士に加え、管理栄養士の配置を位置付け、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うよう努める、とされる。

オ 1ユニットの定員が「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」へ。また、ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止。

カ 介護保険施設における施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務化。

(11)全サービス共通

ア 感染症の発生及びまん延等の防止に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)等の実施を義務化。

イ 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等の義務化。

ウ ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める、とされる。

エ 運営基準において実施が求められる各種会議等について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。また、利用者等が参加して実施するものについても、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

オ ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認める。

カ 介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認め、範囲を明確化する。

キ 運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形(ファイル等)で備え置くこと等を可能とする。

ク 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等の義務化。

ケ CHASE・VISIT(情報システム)を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

令和3年第1回定例会
教育福祉委員会
議案第32号　資料1

# 流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防にための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について(概要説明資料1)

## 1　条例改正の背景

指定居宅サービス等(地域密着、地域密着介護予防、居宅介護支援、介護予防支援など)の運営基準等を定める省令については、3年に1度、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた改正が行われてきた。

今般、令和3年度の介護報酬に係る改定に併せて、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)」が公布された。

これに伴い、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。)」の一部が改正されることとなったため、当該基準省令に準じ定められた条例である「流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の一部を改めるものである。

イメージ

【厚生労働省令】「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
(第6条「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」)

↓↓↓(省令に定める基準に従い、標準とし、参酌した上で条例を制定)

【市条例】「流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を制定

※今般、【厚生労働省令】が一部改正されたため、省令に基づき制定された【市条例】についても、一部を改める。

## 2　基準省令の主な改正点

(1)感染症対策の強化

(2)業務継続計画に向けた取組の強化

(3)会議や多職種連携におけるICTの活用

(4)高齢者虐待防止の推進

※各事業における改正点の詳細は資料2を参照。

令和3年第1回定例会
教育福祉委員会
議案第32号　資料2

# 流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防にための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（概要説明資料2）

●基準条例に適用される基準省令の改正項目の詳細について

(1)介護予防認知症対応型通所介護

ア　本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することが可能に。

イ　避難訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない、とされる。

ウ　全介護職員の認知症対応能力を向上のため、認知症介護基礎研修の受講義務化。

(2)介護予防小規模多機能型居宅介護

ア　特養又は老健と当該施設を併設する場合、管理者・介護職員の兼務が可能に。

イ　過疎地域等で、人員設備基準を満たしている場合、登録定員を超過したときの報酬減算を一定の期間に限り行わないことが可能に。

ウ　全介護職員の、認知症介護基礎研修の受講義務化。

(3)介護予防認知症対応型共同生活介護

ア　サテライト型事業所の基準が創設された。

イ　ユニット数を「1以上3以下」へ変更。

ウ　夜勤・深夜時間帯の職員体制について、3ユニットの場合、各ユニットが同一階に隣接し、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっているとき、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和可能に。

エ　当該運営推進会議による評価と、既存の外部評価による評価のいずれかから、「第三者による外部評価」を受けることとなる。

オ　介護支援専門員の配置について、ユニットごとの配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和。

(4)全サービス共通

ア　感染症の発生及びまん延等の防止に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施を義務化。

イ　業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等の義務化。

ウ　ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める、とされる。

エ　運営基準において実施が求められる各種会議等について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。また、利用者等が参加して実施するものについても、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

オ　ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認める。

カ　介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認め、範囲を明確化する。

キ　運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

ク　虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等の義務化。

ケ　CHASE・VISIT（情報システム）を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

令和3年第1回定例会
教育福祉委員会
議案第33号　資料1

# 流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について(概要説明資料1)

## 1　条例改正の背景

指定居宅サービス等(地域密着、地域密着介護予防、居宅介護支援、介護予防支援など)の運営基準等を定める省令については、3年に1度、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた改正が行われる。

今般、令和3年度の介護報酬に係る改定に併せて、「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号。)」が公布された。

これに伴い、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。)」の一部が改正されることになったため、当該基準省令に準じ定められた条例である「流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」の一部を改めるものである。

イメージ

【厚生労働省令】「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準」
(第5条「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」)

↓↓↓(省令に定める基準に従い、標準とし、参酌した上で条例を制定)

【市条例】「流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の制定

※今般、【厚生労働省令】が一部改正されたため、省令に基づき制定された【市条例】についても、一部を改める。

## 2　基準省令の主な改正点

(1)感染症対策の強化
(2)業務継続計画に向けた取組の強化
(3)会議や多職種連携におけるICTの活用
(4)高齢者虐待防止の推進
※各事業における改正点の詳細は資料2を参照。

令和3年第1回定例会
教育福祉委員会
議案第33号　資料2

# 流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について（概要説明資料2）

●基準条例に適用される基準省令の改正項目の詳細について

(1)介護予防支援

ア　感染症の発生及びまん延等の防止に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施を義務化。

イ　業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等の義務化。

ウ　ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める、とされる。

エ　運営基準において実施が求められる各種会議等について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。また、利用者等が参加して実施するものについても、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

オ　ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認める。

カ　介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認め、範囲を明確化する。

キ　運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

ク　虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等の義務化。

ケ　CHASE・VISIT（情報システム）を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

令和3年第1回定例会
教育福祉委員会
議案第34号　資料1

# 流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について(概要説明資料1)

## 1　条例改正の背景

令和２年６月５日に公布された「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(以下「第113号改正省令」という。)」において、指定居宅介護支援等の管理者を主任介護支援専門員とする規定の緩和(令和３年４月施行)及びその経過措置の適用の延長等(令和２年６月15日施行)をする改正がなされた。

また、指定居宅サービス等(地域密着、地域密着介護予防、居宅介護支援、介護予防支援など)の運営基準等を定める省令については、3年に1度、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた改正が行われ、令和3年度の介護報酬に係る改定に併せて、「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号。以下「第9号改正省令」という。)」が公布された。

これらのことから、第113号改正省令及び第9号改正省令により、基準省令の一部が改正されることとなったため、当該基準省令に準じ定められた条例である「流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改めるものである。

イメージ

【厚生労働省令】「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準」
(第2条「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」)
↓↓↓(省令に定める基準に従い、標準とし、参酌した上で条例を制定)
【市条例】「流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を制定

※今般、【厚生労働省令】が一部改正されたため、省令に基づき制定された【市条例】についても、一部を改める。

## 2　基準省令の主な改正点

(1)感染症対策の強化

(2)業務継続計画に向けた取組の強化

(3)会議や多職種連携におけるICTの活用

(4)高齢者虐待防止の推進

※各事業における改正点の詳細は資料2を参照。

令和3年第1回定例会
教育福祉委員会
議案第34号 資料2

# 流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について(概要説明資料2)

## ●基準条例に適用される基準省令の改正項目の詳細について

### (1)居宅介護支援

ア 指定居宅介護支援等の管理者を主任介護支援専門員とする規定について、経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長する。

イ ①「作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合」と、②「作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合」について、利用者に説明すること。

ウ 区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を抽出し、点検・検証する仕組みの導入。

エ 感染症の発生及びまん延等の防止に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)等の実施を義務化。

オ 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等の義務化。

カ ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める、とされる。

キ 運営基準において実施が求められる各種会議等について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。また、利用者等が参加して実施するものについても、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

ク ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認める。

ケ 介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認め、範囲を明確化する。

コ 運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形(ファイル等)で備え置くこと等を可能とする。

サ 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定

めること等の義務化。

シ CHASE・VISIT(情報システム)を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

１　生涯学習センターの附属設備利用料金【現行分と追加分(ｱﾐｶｹ)】

（１）　舞台設備（多目的ホール）

| 品名 | 単位 | 区分 | 利用料金 |
|---|---|---|---|
| ボーダーライト | 1列 | 1回 | １，０４７円 |
| サスペンションライト | 1列 | 1回 | １，０４７円 |
| アッパーホリゾント | 1列 | 1回 | ２，０９５円 |
| フットライト | 1列 | 1回 | １，０４７円 |
| ロアーホリゾント | 1列 | 1回 | ２，０９５円 |
| シーリングライト | 1列 | 1回 | １，０４７円 |
| 音響板 | 1式 | 1回 | ２，０９５円 |
| ピンスポットライト | 1台 | 1回 | ３１３円 |
| サイドスポットライト | 1台 | 1回 | ３１３円 |
| ハイスタンド | 1台 | 1回 | ３１３円 |
| グランドピアノ | 1台 | 1回 | ３１３円 |
| 平台 | 1式 | 1回 | １，０４７円 |
| スモークマシーン | 1台 | 1回 | １，０４７円 |

（２）　スタジオ研修室

| 品名 | 単位 | 区分 | 利用料金 |
|---|---|---|---|
| ビデオカメラ | 1台 | 1回 | １０３円 |
| セットライト | 1台 | 1回 | １０３円 |
| 編集コントロール装置 | 1式 | 1回 | １０３円 |
| 特殊効果装置 | 1式 | 1回 | １０３円 |
| ベース・キーバック・スポットライト | 1台 | 1回 | １０３円 |
| ダブルカセットデッキ | 1台 | 1回 | １０３円 |
| SVHSダビング装置 | 1式 | 1回 | １０３円 |
| フィル・トップライト | 1台 | 1回 | １０３円 |

（３）　音楽室

| 品名 | 単位 | 区分 | 利用料金 |
|---|---|---|---|
| アップライトピアノ | 1台 | 1回 | ３１３円 |
| エレクトーン | 1台 | 1回 | ３１３円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ジャズドラム | 1セット | 1回 | ３１３円 |
| ティンパニー | 1式 | 1回 | ３１３円 |
| ギター | 1台 | 1回 | ３１３円 |
| 譜面台 | 1台 | 1回 | １０３円 |
| ステレオ | 1台 | 1回 | １０３円 |
| ギターアンプ | 1台 | 1回 | １０３円 |
| 指揮台 | 1台 | 1回 | ２０８円 |
| 指揮者用譜面台 | 1台 | 1回 | ２０８円 |

（４）　共通

| 品名 | 単位 | 区分 | 利用料金 |
|---|---|---|---|
| プロジェクター | 1台 | 1回 | ２２０円 |
| ワイヤレスアンプセット | 1台 | 1回 | １１０円 |

## ２　公民館のプロジェクター等の使用料（参考）

| 品名 | 単位 | 区分 | 使用料 |
|---|---|---|---|
| プロジェクター | 1台 | 1回 | ２２０円 |
| マイクロフォン | 1本 | 1回 | １１０円 |

議案第　１５　号

流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和３年２月１８日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　流山市北部柔道場建替事業において土地の表示が分筆により変更したことから、位置の表示を改めるため。

令和３年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１５号　資料１

流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市柔道場の設置及び管理に関する条例（平成８年流山市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中「流山市青田１０９番地の１」を「流山市青田１０９番地の３」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和３年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１５号　資料２

流山市柔道場の設置及び管理に関する条例（平成８年流山市条例第１３号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）<br>第３条　柔道場の名称及び位置は、次のとおりとする。<br><table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>流山市北部柔道場</td><td>流山市青田１０９番地の３</td></tr><tr><td>流山市南部柔道場</td><td>流山市流山９６５番地の１４</td></tr></table></td><td>（名称及び位置）<br>第３条　柔道場の名称及び位置は、次のとおりとする。<br><table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>流山市北部柔道場</td><td>流山市青田１０９番地の１</td></tr><tr><td>流山市南部柔道場</td><td>流山市流山９６５番地の１４</td></tr></table></td></tr>
</table>

令和３年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１５号　資料３

# 北部柔道場位置図

## 新位置図（分筆後）

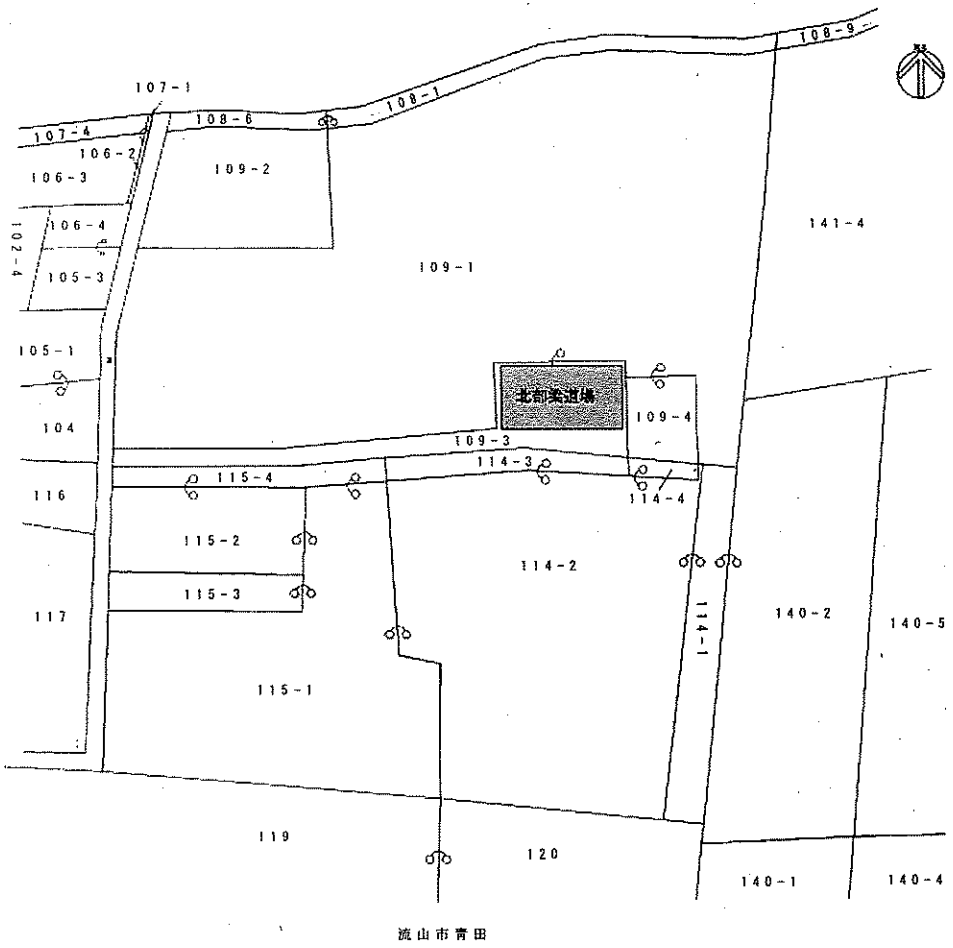


## 旧位置図（分筆前）

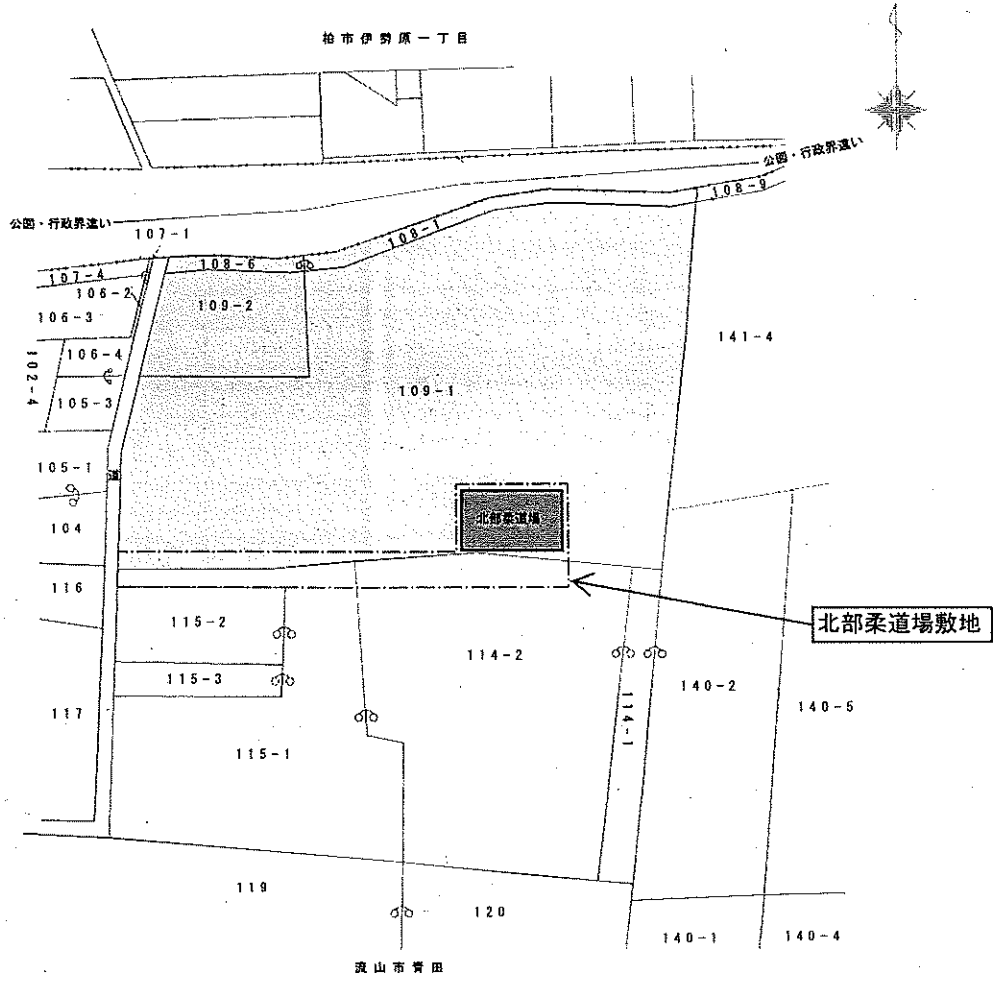

令和３年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１２号　審査資料１

# 流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の制定について

１　趣旨（第１条）

令和４年９月１日の開設に向けて施設整備を進めている流山市南流山児童センターについて、地方自治法が定める公の施設へ位置付け、併せて、同法が定める指定管理者制度を導入するため、条例を制定するもの。

２　名称及び位置（第３条）

名称：流山市南流山児童センター

位置：流山市流山２５３９番地の１

（南流山中学校敷地内　南流山駅徒歩約１０分）

３　条例の概要

（１）事業（第４条）

これまでの児童館・児童センターの事業に加えて、一時預かり事業を実施するもの。

（２）指定管理者による管理（第５条）

当該施設は、指定管理者が管理運営するもの。

（３）開館時間及び休館日（第７条）

休館日は月曜日（小・中学校夏季休暇及び祝日を除く）と年末年始。

ア　開館時間

| 使用区分 | １～　４月<br>９～１２月<br>（日・祝除く） | ５～８月（日・祝・小・中学校夏季休暇中月曜除く） | 日曜・祝日・小・中学校夏季休暇中月曜日 |
|---|---|---|---|
| 児童センター<br>一時預かり | 午前９時から<br>午後５時まで | 午前９時から<br>午後７時まで | 午前９時から<br>午後５時まで |
| 会議室 | 午前９時から<br>午後７時まで | 午前９時から<br>午後７時まで | 午前９時から<br>午後５時まで |
| 参考）図書館 | 午前９時から<br>午後７時まで | 午前９時から<br>午後７時まで | 午前９時から<br>午後５時まで |

（４）使用者の範囲（第８条）、一時預かりの利用者資格（第１６条）

| | |
|---|---|
| 児童センター | 市内に住所を有する１８歳未満の者及びその保護者 |
| 会議室 | １８歳未満の者を対象とした支援活動を行う団体で、市に登録した団体 |
| 一時預かり | 市内に在住又は在勤する生後６か月から小学校就学前までの集団保育が可能な乳幼児の保護者 |

（５）使用料及び利用料金（第１５条）、一時預かりの利用料金（第２１条）

ア　児童センターは無料。

イ　会議室

| 会議室の区分 | 料金 |
|---|---|
| 会議室１ | １時間ごとに２００円 |
| 会議室２ | １時間ごとに１５０円 |
| 会議室１及び会議室２を合わせて使用する場合 | １時間ごとに３５０円 |

ウ　附属設備料金

| 附属設備 | １回の利用料金 |
|---|---|
| プロジェクター（スクリーン含む） | ３３０円 |
| ＣＤプレーヤー | ２２０円 |
| ＢＤレコーダー | ２２０円 |
| マイクロフォン（１本） | １１０円 |

エ　一時預かり

| 時間区分 | 料金 |
|---|---|
| 最初の１時間 | １，０００円 |
| 以降３０分ごと | ５００円 |

※１　イ・ウについては、市外の者が利用する場合の利用料金は、１００分の２００を乗じた額とする。

※２　イ・ウについては、１８歳未満の者だけが利用する場合、無料とする。

４　施行期日

令和４年９月１日

令和３年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１２号　審査資料２

# （仮称）南流山地域図書館・児童センター建設工事

契約件名：（仮称）南流山地域図書館・児童センター建設工事
工事場所：流山市流山２５３９番地の１
主管課：生涯学習部　図書館、子ども家庭部　子ども家庭課
工事期間：議会の議決の日の翌日から令和４年６月３０日まで
工事概要
建築面積：８５９．５０㎡　延べ面積：２９５２．２９㎡構造：鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造
階数：４階建て　最高の高さ：１５．６６５m

1F=777.57㎡
2F=784.24㎡
3F=862.70㎡
4F=517.35㎡
RF= 10.43㎡

| | |
|---|---|
| 駐車場 | = 98.61 |
| 飲食店舗 | =131.20 |
| 図書館 | =1,652.31 |
| 児童福祉施設 | =1,008.39 |
| 昇降機等 | = 61.78 |

※廊下、階段は便宜上その階の用途に含む

68.8+60.0=128.8㎡
5*2*8=80席
可動間仕切りで1/2の場合、机椅子で40席

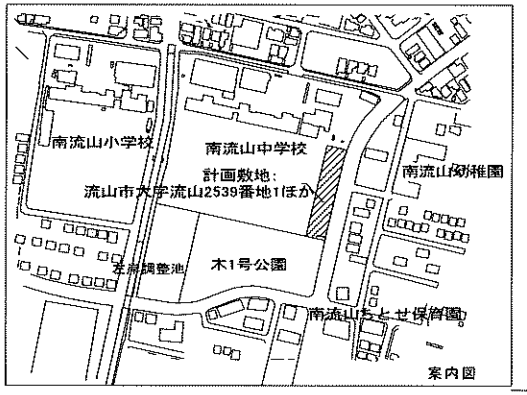


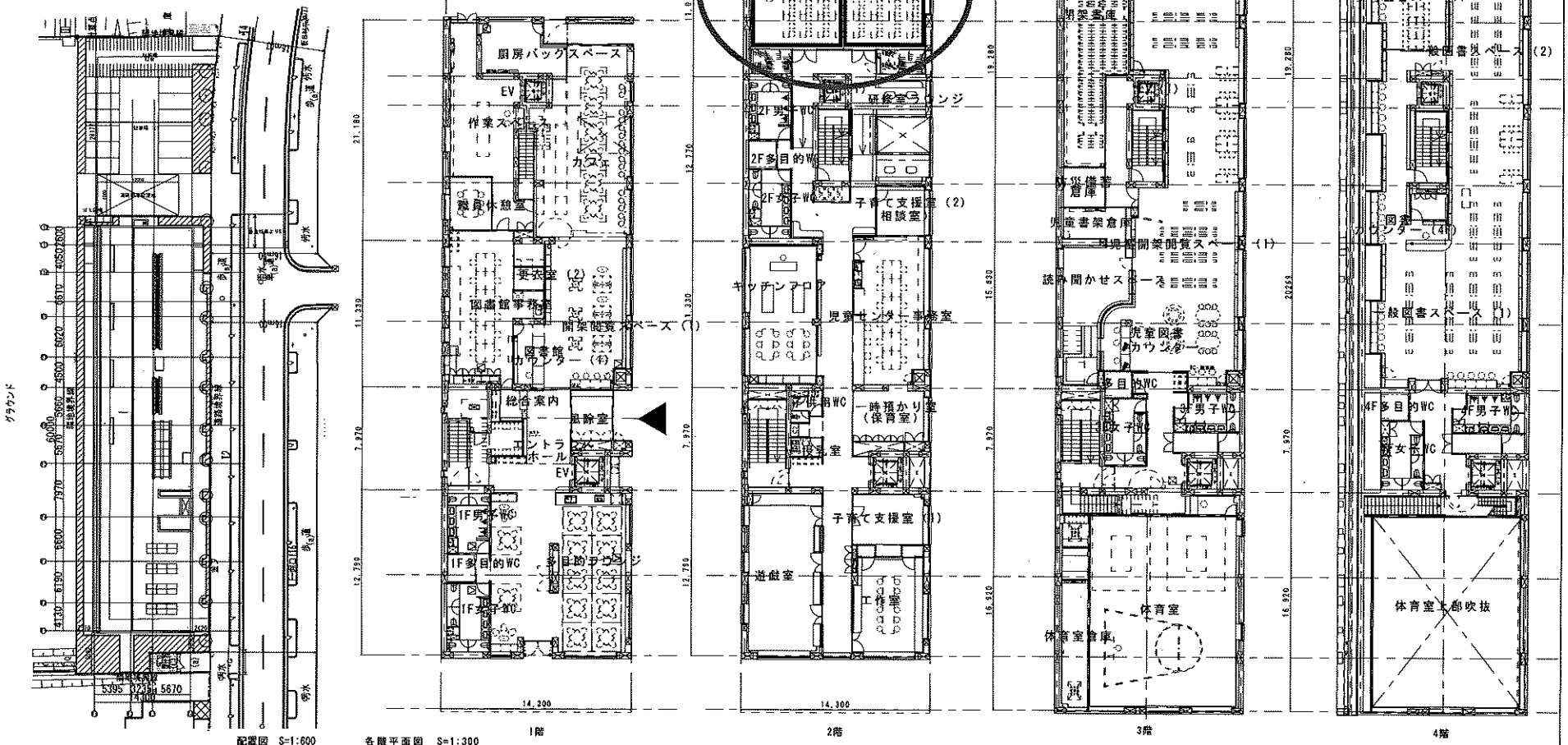

令和３年第１回定例会
教育福祉委員会
議案第１６号　資料

流山市立図書館設置等に関する条例（昭和５３年流山市条例第１２号）新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">改正後</th><th colspan="2">改正前</th></tr>
<tr><td colspan="2">○流山市立図書館設置等に関する条例<br>昭和５３年３月３１日<br>条例第１２号</td><td colspan="2">○流山市立図書館設置等に関する条例<br>昭和５３年３月３１日<br>条例第１２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">（名称及び位置）<br>第２条　図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</td><td colspan="2">（名称及び位置）<br>第２条　図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</td></tr>
<tr><td>名称</td><td>位置</td><td>名称</td><td>位置</td></tr>
<tr><td>流山市立中央図書館</td><td>流山市加一丁目１２２５番地の６</td><td>流山市立中央図書館</td><td>流山市加一丁目１２２５番地の６</td></tr>
<tr><td>流山市立森の図書館</td><td>流山市東深井９９１番地</td><td>流山市立森の図書館</td><td>流山市東深井９９１番地</td></tr>
<tr><td>流山市立木の図書館</td><td>流山市名都借３１３番地の１</td><td>流山市立木の図書館</td><td>流山市名都借３１３番地の１</td></tr>
<tr><td>流山市立南流山地域図書館</td><td>流山市流山２５３９番地の１</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">２　流山市立中央図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</td><td colspan="2">２　流山市立中央図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</td></tr>
<tr><td>名称</td><td>位置</td><td>名称</td><td>位置</td></tr>
<tr><td>流山市立中央図書館北部分館</td><td>流山市美原１丁目１５８番地の２</td><td>流山市立中央図書館北部分館</td><td>流山市美原１丁目１５８番地の２</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>流山市立中央図書館南流山分館</td><td>流山市南流山３丁目３番地の１</td></tr>
<tr><td>流山市立中央図書館初石分館</td><td>流山市西初石４丁目３８１番地の２</td><td>流山市立中央図書館初石分館</td><td>流山市西初石４丁目３８１番地の２</td></tr>
<tr><td>流山市立おおたかの森子ども図書館</td><td>流山市おおたかの森西二丁目１３番地の１</td><td>流山市立おおたかの森子ども図書館</td><td>流山市おおたかの森西二丁目１３番地の１</td></tr>
<tr><td colspan="2">（事業）<br>第３条　図書館は、法第３条各号に掲げる事項を行うものとする。<br>２　図書館は、前項に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業を行うことができる。<br>（指定管理者による管理）</td><td colspan="2">（事業）<br>第３条　図書館は、法第３条各号に掲げる事項を行うものとする。<br>２　図書館は、前項に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業を行うことができる。<br>（指定管理者による管理）</td></tr>
</table>

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第４条　市は、図書館の設置目的を効果的に達成するため、次に掲げる図書館の管理を法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 | 第４条　市は、図書館の設置目的を効果的に達成するため、次に掲げる図書館の管理を法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 |
| （１）流山市立森の図書館 | （１）流山市立森の図書館 |
| （２）流山市立木の図書館 | （２）流山市立木の図書館 |
| （３）流山市立南流山地域図書館 | |
| （４）流山市立おおたかの森子ども図書館 | （３）流山市立おおたかの森子ども図書館 |
| ２　前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年流山市条例第２７号）の定めるところによる。 | ２　前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年流山市条例第２７号）の定めるところによる。 |
| （指定管理者が行う業務の範囲） | （指定管理者が行う業務の範囲） |
| 第５条　指定管理者が行う業務は、別表第１に定めるとおりとする。 | 第５条　指定管理者が行う業務は、別表第１に定めるとおりとする。 |
| （開館時間） | （開館時間） |
| 第６条　図書館の開館時間は、別表第２に定めるとおりとする。ただし、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。 | 第６条　図書館の開館時間は、別表第２に定めるとおりとする。ただし、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。 |
| （休館日） | （休館日） |
| 第７条　図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 | 第７条　図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 |
| （１）月曜日（学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２９条第１項の規定により教育委員会が定める夏季における休業日である月曜日（以下「夏季月曜開館日」という。）を除き、夏季月曜開館日以外の月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その直後の祝日法に規定する休日でない日） | （１）月曜日（学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２９条第１項の規定により教育委員会が定める夏季における休業日である月曜日（以下「夏季月曜開館日」という。）を除き、夏季月曜開館日以外の月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その直後の祝日法に規定する休日でない日） |
| （２）館内整理日（毎月末日（土曜日、日曜日、祝日法に規定する休日又は夏季月曜開館日に当たるときを除く。）） | （２）館内整理日（毎月末日（土曜日、日曜日、祝日法に規定する休日又は夏季月曜開館日に当たるときを除く。）） |

<table>
<tr><td colspan="3">改正後</td><td colspan="3">改正前</td></tr>
<tr><td colspan="3">（３）１月１日から同月４日まで及び１２月２８日から同月３１日まで<br>（４）特別整理期間（年１５日以内で教育委員会が定める期間）</td><td colspan="3">（３）１月１日から同月４日まで及び１２月２８日から同月３１日まで<br>（４）特別整理期間（年１５日以内で教育委員会が定める期間）</td></tr>
<tr><td colspan="3">別表第１（第５条関係）</td><td colspan="3">別表第１（第５条関係）</td></tr>
<tr><td>区分</td><td colspan="2">業務</td><td>区分</td><td colspan="2">業務</td></tr>
<tr><td>流山市立森の図書館</td><td colspan="2">（１）　図書館の利用に関すること。<br>（２）　図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。<br>（３）　第８条に規定する使用の許可に関すること。<br>（４）　第９条に規定する使用の制限に関すること。<br>（５）　第１０条（第２項を除く。）に規定する使用の許可の取消し等に関すること。<br>（６）　第１４条から第１６条までに規定する利用料金の収受、減免及び還付に関すること。<br>（７）　前各号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務</td><td>流山市立森の図書館</td><td colspan="2">（１）　図書館の利用に関すること。<br>（２）　図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。<br>（３）　第８条に規定する使用の許可に関すること。<br>（４）　第９条に規定する使用の制限に関すること。<br>（５）　第１０条（第２項を除く。）に規定する使用の許可の取消し等に関すること。<br>（６）　第１４条から第１６条までに規定する利用料金の収受、減免及び還付に関すること。<br>（７）　前各号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務</td></tr>
<tr><td>流山市立木の図書館<br>流山市立南流山地域図書館<br>流山市立おおたかの森子ども図書館</td><td colspan="2">（１）　図書館の利用に関すること。<br>（２）　図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。<br>（３）　前２号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務</td><td>流山市立木の図書館<br>流山市立おおたかの森子ども図書館</td><td colspan="2">（１）　図書館の利用に関すること。<br>（２）　図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。<br>（３）　前２号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務</td></tr>
<tr><td colspan="3">別表第２（第６条関係）</td><td colspan="3">別表第２（第６条関係）</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>平日</td><td>日曜日、祝日法に規定する休日及び夏季月曜開館日</td><td>区分</td><td>平日</td><td>日曜日、祝日法に規定する休日及び夏季月曜開館日</td></tr>
</table>

| 改正後 | | |
|---|---|---|
| 流山市立中央図書館 | 午前９時３０分から午後７時まで | 午前９時３０分から午後５時まで |
| 流山市立中央図書館分館 | 午前１０時から午後５時まで | |
| 流山市立森の図書館 | 午前９時３０分から午後７時まで | 午前９時３０分から午後５時まで |
| 流山市立森の図書館会議施設及び展示施設 | 午前９時から午後９時まで | |
| 流山市立木の図書館 | 午前９時３０分から午後７時まで | 午前９時３０分から午後５時まで |
| 流山市立南流山地域図書館 | 午前９時から午後７時まで | 午前９時から午後５時まで |

備考　平日とは、日曜日、祝日法に規定する休日及び夏季月曜開館日以外の日をいう。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和４年９月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例に基づく流山市立南流山地域図書館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市立南流山地域図書館の管理を行うための準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

| 改正前 | | | |
|---|---|---|---|
| 流山市立中央図書館 | 図書館（分館を除く。） | 午前９時３０分から午後７時まで | 午前９時３０分から午後５時まで |
| | 南流山分館 | 午前９時３０分から午後７時まで | 午前９時３０分から午後５時まで |
| | 上記以外の分館 | 午前１０時から午後５時まで | |
| 流山市立森の図書館 | 図書館 | 午前９時３０分から午後７時まで | 午前９時３０分から午後５時まで |
| | 会議施設及び展示施設 | 午前９時から午後９時まで | |
| 流山市立木の図書館 | | 午前９時３０分から午後７時まで | 午前９時３０分から午後５時まで |